

(13) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和4年8月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

八頭郡八頭町

企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金93,940円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和4年6月16日

(2) 事故発生場所

鳥取市香取地内

(3) 事故の状況

鳥取県地域づくり推進部東部地域振興事務所所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方使用の普通貨物自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。